

日本防災士機構が防災士認証要件として認めている 主な救急救命講習等一覧

第1章第1項「基本三原則」に定めた救急救命講習の基準は、消防機関の普通救命講習ⅠまたはⅡと同等のものとする。（座学と心肺蘇生法、AEDを含む。）

修了証は、防災士認証登録申請時に、5年以内に発行されたものであり、発行団体が定めた有効期限内のものとする。）

講習実施機関・所管等	講習・資格名	備考
消防本部	普通救命講習ⅠまたはⅡ	「市民救命士」等の名称による同講習も含まれる
	上級救命講習	
	応急手当普及員/指導員講習	
	消防吏員	消防吏員の階級証等の写しの提出が必要 (発行から5年以上経過しても可)
	患者等搬送乗務員基礎講習	
都道府県公安委員会	第一種運転免許 (応急救護処置講習)	新規取得後5年以内限定 (取得後5年を超過したものは対象外)
	第二種運転免許 (応急救護処置講習)	
厚生労働省	医師	医師の資格の証書等の写しの提出が必要 (発行から5年以上経過しても可)
	救急救命士	救急救命士の資格の証書等の写しの提出が必要 (発行から5年以上経過しても可)
	酸素欠乏危険作業主任者技能講習	
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	
国土交通省	小型船舶操縦士 (一級～二級、特殊)	取得後5年以内限定。別途、特定操縦免許の「小型旅客安全講習」の受講が必要（取得後5年を超過したもの、及び前記安全講習の受講時期が判別不能なものは対象外。この場合、免許の更新記録ではなく、前記安全講習修了証、または他の救急救命講習修了証の写しの提出が必要）
	海技士	新規取得後5年以内限定 (取得後5年を超過したものは対象外)
日本赤十字社	救急法基礎講習 (赤十字ベーシックライフサポーター 認定証交付)	

※認証している一部を記載しています。

詳細は日本防災士機構ホームページにてご参照ください。

